

(議) 第 5 号

ヤミ金融対策の強化に関する意見書提出の件

上記の議案を秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成15年7月1日

提 出 者
秋田市議会議員 柏 谷 幸 彦
外41名

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

ヤミ金融対策の強化に関する意見書

近年、長引く不況を奇貨とするヤミ金融の横行が看過できない社会問題になっている。人の弱みに乗じて、中には年利数千パーセントから数万パーセントに上る高金利による貸し付けがなされたり、勤務先や家族への脅迫的な取り立てはもとより、子供が通う学校にまで催促の電話がかけられ、職場からの解雇や離婚、自己破産、行方不明、さらには自殺をも余儀なくされるなど、その深刻な被害の状況は目に余るものがある。

しかし、現行制度の下では、登録さえすれば容易に貸金業を営むことが可能であるし、法外な金利や強引な取り立てを行う悪質業者への行政対応も実効を期し難いものとなっており、国による抜本的対策は急務となっている。

よって、国においては、出資法の上限金利を超える貸付契約の無効、業者の登録要件及び審査方法の見直しもしくは許可制の導入、金融取引主任制度の導入、夜間や早朝の職場等への取り立て行為の規制、監督権強化のための業務改善命令規定の新設や罰則規定の強化、さらには苦情相談窓口や監督省庁・関係団体等の体制整備の実施など、新たな立法措置を含め、悪質なヤミ金融業者を排除するための措置を速やかに講じるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年7月1日

秋田市議会議長 佐々木 晃 二